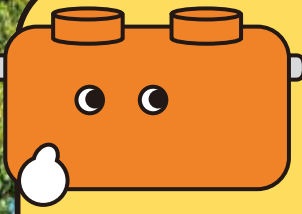


ボウ？



単独処理浄化槽をご使用の皆様へ

必ずご覧ください

特定既存単独処理

とくていきぞんたんどくしよりじょうかそう

浄化槽に判定されると

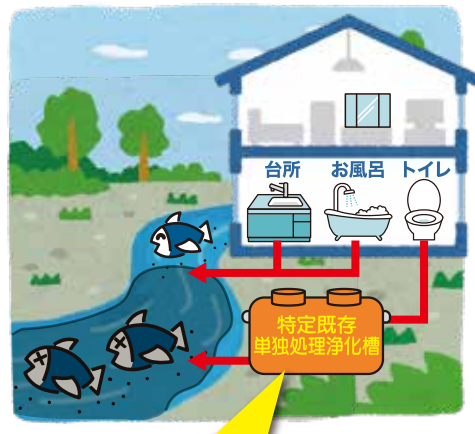
対策を講じる必要があります！

「特定既存単独処理浄化槽」ってなに？

令和元年の浄化槽法改正で、トイレの排水のみを処理する単独処理浄化槽のうち、漏水や破損等が発生し、そのまま放置すれば、生活環境や公衆衛生に重大な悪影響を及ぼす可能性がある浄化槽が「特定既存単独処理浄化槽」と定められました。

特定既存単独処理浄化槽と判定された場合には、合併処理浄化槽への転換や再発が起こらない形での補修などの措置を講ずる必要があります。

※行政からの改善命令に違反すると、30万円以下の罰金刑に処される場合があります。



「特定既存単独処理浄化槽」の判定について

特定既存単独処理浄化槽の判定は、(一社)兵庫県水質保全センターが実施する法定検査の結果や周辺への影響などを総合的に判断して、浄化槽法の権限を有する県又は市が行います。法定検査で漏水などが判明し、検査結果通知書に「特定既存単独処理浄化槽のおそれあり」というコメントがある場合は今後、特定既存単独処理浄化槽と判定され、更なる指導等の対象となる場合があります。合併処理浄化槽への転換、再発が起こらない形での補修などを検討してください。



流入管付近の破損

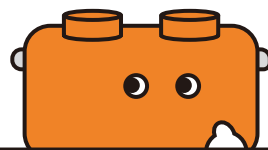


ばっ気槽の破損

対策のための補助制度があります！

合併処理浄化槽への転換は、補助制度の対象となる場合があります。詳しくは、お住まいの市町の担当部署までお問合せください。

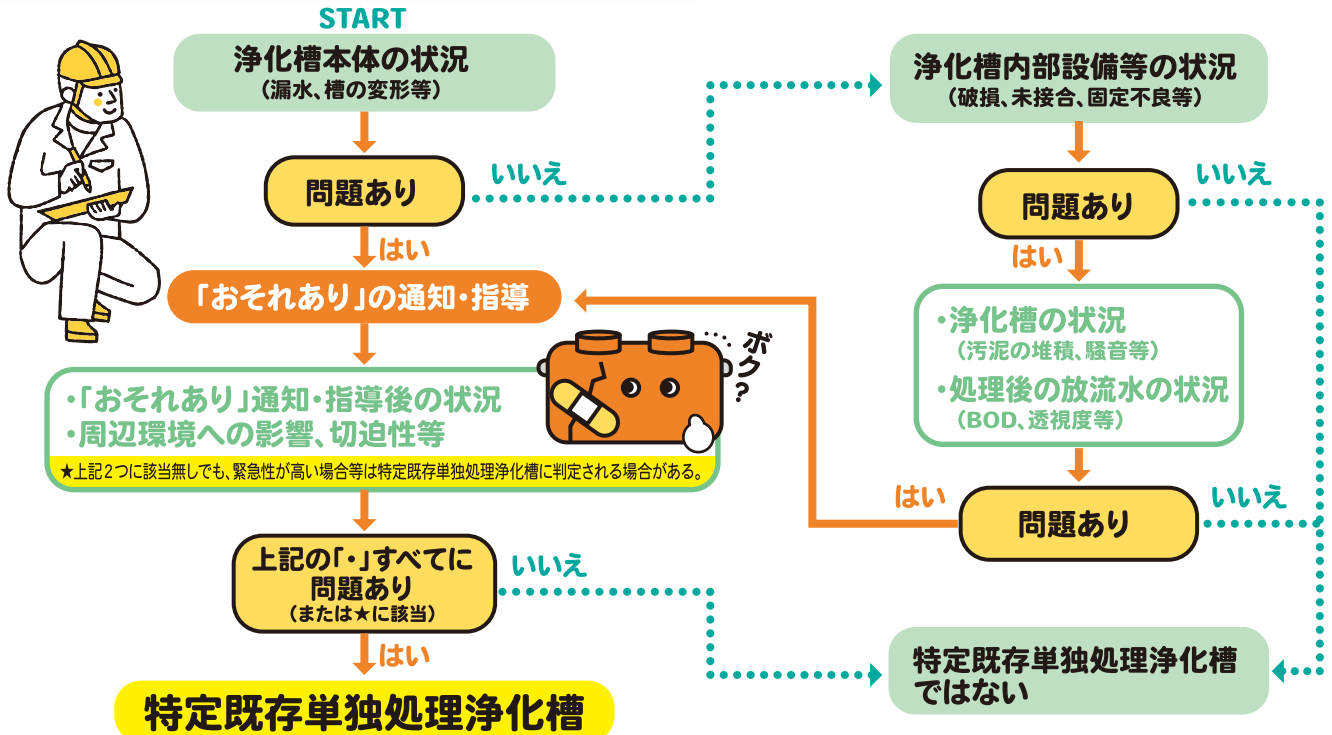
ボウ？



判定の考え方は…
裏面をご覧ください！

判定の考え方フローチャート

特定既存単独処理浄化槽の判定は、概ね以下のフローに従って判断します。



浄化槽に関するお問合せ窓口

兵庫県 の 行政 窓口

お住まいの市町	担当部署	連絡先
猪名川町	阪神北県民局環境課	TEL. 0797-83-3146
稲美町、播磨町	東播磨県民局環境課	TEL. 079-421-9130
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	北播磨県民局環境課	TEL. 0795-42-9377
相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町、市川町、福崎町、神河町	西播磨県民局環境課	TEL. 0791-58-2137
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	但馬県民局環境課	TEL. 0796-26-3651
丹波篠山市、丹波市	丹波県民局環境課	TEL. 0795-73-3877
洲本市、南あわじ市、淡路市	淡路県民局環境課	TEL. 0799-26-2072

保健所設置市等の行政窓口

お住まいの市町	担当部署	連絡先
神戸市	神戸市環境局環境保全課	TEL. 078-595-6223
姫路市	姫路市農林水産環境局環境政策室	TEL. 079-221-2466
尼崎市	尼崎市保健局保健部生活衛生課	TEL. 06-4869-3017
明石市	明石市環境保全課	TEL. 078-918-5740
西宮市	西宮市環境局環境衛生課	TEL. 0798-33-0779
芦屋市	芦屋市市民生活部環境・経済室環境課	TEL. 0797-38-2050
伊丹市	伊丹市環境クリーンセンター	TEL. 072-782-0968
加古川市	加古川市環境第2課	TEL. 079-422-5560
宝塚市	宝塚市北部振興企画課	TEL. 0797-91-0843
高砂市	高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま	TEL. 079-447-1157
川西市	川西市衛生管理課	TEL. 072-744-2500
三田市	三田市上下水道部経営管理課	TEL. 079-559-5120